

こども家庭庁 説明資料

令和7年3月4日

社会的養護における自立支援の充実に関する取組

2025年3月4日
こども家庭庁支援局家庭福祉課

社会的養護関係施設・事業の施行状況

- 令和4年改正児童福祉法により新設された社会的養護自立支援拠点事業、拡充された児童自立生活援助事業については、関係法令の公布やガイドラインの策定を行うとともに、事業実施に必要な予算の確保を行い、令和6年4月1日に施行された。

改正内容

社会的養護自立支援拠点事業の創設

- 社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（社会的養護経験者等）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う事業を、法令上位置付ける。

児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化

- 施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、都道府県が行わなければならない業務にするとともに、児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等を弾力化する。

施行状況

- 社会的養護経験者等への支援に関するガイドラインを令和6年3月に発出。
- 令和6年度から令和11年度末までの間、安心こども基金により、事業実施に要する費用を支援。
- 令和7年度において、一時避難的かつ短期間の居場所の提供を実施する場合、宿直等を実施することで、夜間の見守り・緊急対応への体制強化を図るための経費を計上。

(令和6年10月1日時点における実施状況)
社会的養護自立支援拠点事業：54自治体、56か所

- 社会的養護経験者等への支援に関するガイドラインを令和6年3月に発出。
- 弾力化した対象者要件を規定する関係法令を令和6年3月に公布。
- 児童入所施設措置費等国庫負担金において、事業実施に要する経費を令和7年度においても引き続き計上。

(令和6年10月1日時点における実施状況)
児童自立生活援助事業Ⅰ型：72自治体、365か所
Ⅱ型：23自治体、38か所
Ⅲ型：40自治体、168か所

児童自立生活援助事業について

【令和4年改正児童福祉法の概要】

- 児童自立生活援助事業について、20歳や22歳といった年齢ではなく、児童等の置かれている状況や児童等の意見・意向、関係機関との調整も踏まえた上で都道府県等が必要と判断する時点で支援を受けることができるよう、年齢要件の弾力化が規定された。
- また、児童養護施設等に入所していた児童等又は里親等の委託を受けていた児童等が、児童自立生活援助事業を活用し、児童養護施設等や自立援助ホーム、委託を受けていた里親等により自立支援を受けられるよう、事業の実施場所についても要件の弾力化が規定された。

【支援内容】

- 共同生活を営むべき住居等において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行う。

【支援対象者】

- 満20歳未満の場合

○措置解除者等であること

- ・措置等（※）を解除された者（※）里親、ファミリーホームへの委託又は児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設への入所の措置
- ・母子生活支援施設における保護の解除をされた者
- ・児童自立生活援助事業の実施を解除された者
- ・一時保護又は一時保護の委託を解除された者
- ・都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の長を含む。以下同じ。）が児童自立生活援助が必要と認めた者

➤ 満20歳以上の場合

○措置解除者等であって、各施設等（※１）により相談その他の援助を受けている者で、やむを得ない事情（※２）により児童自立生活援助が必要と都道府県知事が認めた者

（※１）児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所、児童相談所、里親支援センター、
里親支援事業の事務の委託を受けた者（民間フォスティング機関等）

（※２）やむを得ない事情

- ①高等学校、大学等に在学中の者（入学予定者も含む）
- ②試用期間中の者、試用期間の満了後間がない者、その他就労後間がない者
- ③夜会的養護自立支援拠点事業の利用や公共職業安定所における就職に関する相談等を行い、就学又は就労に向けた活動を行っている者
- ④疾病又は負傷のために③に掲げる活動を行うことが困難な者

【職員体制】

施設類型	実施場所	主な配置基準 (事業利用者：職員)	配置職員	配置人数	備考
Ⅰ型	自立援助ホーム ※現行事業から変更なし	6：2.5	管理者	1人	指導員との兼任可
			指導員	3人 (1人を補助員とすることができる)	管理者との兼任可
Ⅱ型	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 母子生活支援施設	2：1	管理者	1人	指導員との兼任可
			指導員	1人	管理者との兼任可
Ⅲ型	里親 ファミリーホーム	—	—	—	—

＜安心こども基金を活用して実施＞

事業の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

事業の概要

（１）相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。

（２）生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。

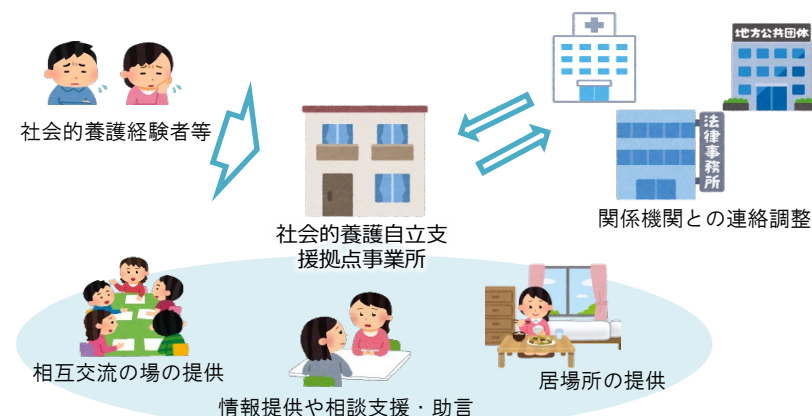
（３）関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。

（４）一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

※（１）～（３）は実施を必須とし、（４）は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】

ア 基本分	1 か所当たり	23,794千円	エ 就労相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援コーディネーター 1 人			・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円
・ 生活相談支援員 1 人			・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円
・ 就労相談支援員 1 人			オ 心理療法担当職員加算		
・ 相互交流費用			・ 職員を配置する場合	1 か所当たり	6,955千円
・ 関係機関連携費用			・ 上記以外の場合（嘱託契約等）	1 か所当たり	887千円
イ 生活相談支援員配置加算			カ 法律相談対応準備加算	1 か所当たり	2,113千円
・ 職員を 2 人配置する場合	1 か所当たり	5,166千円	キ 開設準備経費加算	1 か所当たり	4,000千円
ウ 生活相談支援の回数に応じた加算			ク 賃借料加算	1 か所当たり	3,000千円
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円	ケ 自立生活支援加算	1 か所当たり	2,599千円
・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円			

※ イ又はウのいずれか一方の加算のみ補助

（※）社会的養護自立支援拠点事業所に対する、一時避難的かつ短期間の居場所での夜間の見守り・緊急対応への体制強化に必要な経費の補助については、児童養護施設等体制強化事業（児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金）により実施。

＜社会的養護経験者等ネットワーク形成事業費補助金＞ 令和7年度予算案 22百万円（21百万円）

事業の目的

社会的養護経験者やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が相互に交流を深め、意見交換及び意見表明を行う機会等を確保するためのネットワークを構築することで、社会的養護経験者が抱える課題等を把握・共有し、適切な自立支援へつなげていく。

また、特別養子縁組を行った養子及び養親（以下「特別養子縁組当事者」という。）や、養子縁組民間あっせん機関、児童相談所等の関係機関が相互交流を図るためのネットワークを構築することで、特別養子縁組にかかる現状や課題の把握、支援にかかる好事例の共有等を通じて、相互理解を深め、特別養子縁組当事者に対する支援の強化を図る。

事業の概要

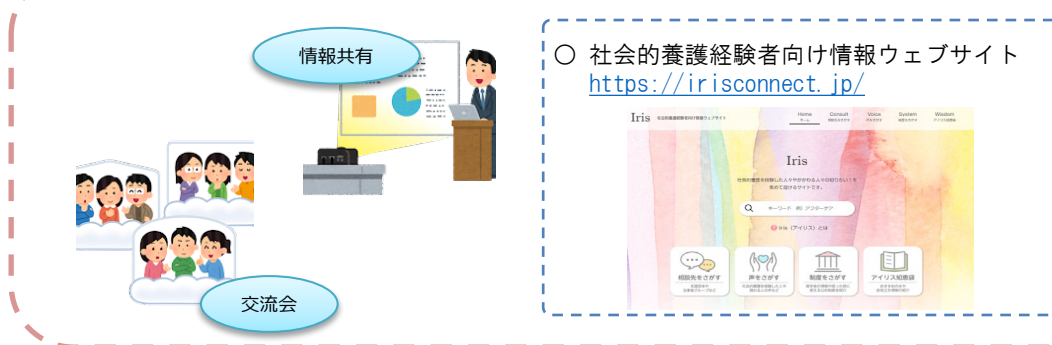
（１）社会的養護経験者等のネットワーク形成

- ・社会的養護経験者やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が参加する全国交流会を開催
- ・特設Webサイト等を活用して、社会的養護経験者が活用できる支援やサービス、支援者団体の周知、当事者の体験談の共有等を実施 等

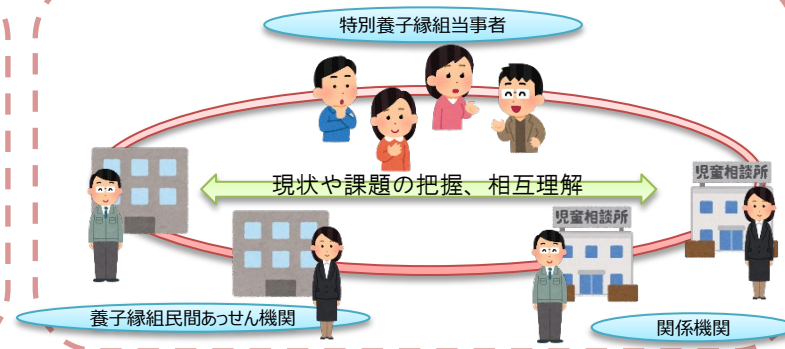
（２）特別養子縁組当事者のネットワーク形成

- ・特別養子縁組当事者や養子縁組民間あっせん機関職員、児童相談所等の関係機関が参加する全国フォーラムを開催 等

社会的養護経験者等のネットワーク形成



特別養子縁組当事者のネットワーク形成



実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により選定）

【補助率】定額（国：10／10相当）

【補助基準額】22,179千円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

児童養護施設等において、児童指導員等の補助を行う者を雇い上げること等により、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。

事業の概要

（１）児童指導員等となる人材の確保

児童養護施設等において、児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇い上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。児童指導員等を目指す者の複数雇用を可能とする。

（２）夜間業務等の業務負担軽減《拡充》

児童養護施設等において、補助者等を雇い上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人のこどもへの対応、夜勤業務対応などへの体制を強化するとともに、児童指導員等の業務負担軽減を図る。《拡充内容》妊産婦等生活援助事業所で実施する場合も新たに補助対象とする。

（３）児童相談所ＯＢ等を活用したスーパーバイズの実施

児童養護施設等において児童相談所ＯＢ等を雇い上げ、職員が抱える悩み・ストレスを傾聴し、こどもの養育に関する相談支援等スーパーバイズを実施する。

（４）児童指導員等の相談支援体制の整備

都道府県等において、児童養護施設等に従事する職員が悩み等を気軽に相談できる環境（当事者同士のピアサポートも含む）の整備を図る。

（５）社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化《新規》

社会的養護自立支援拠点事業所において、一時避難的かつ短期間の居場所の提供を実施する場合、宿直等を実施することで、夜間の見守り・緊急対応への体制強化を図る。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】	（１）児童指導員等となる人材の確保	1人当たり	4,534千円
	（２）夜間業務等の業務負担軽減	1か所当たり	4,534千円
	（３）児童相談所ＯＢ等を活用したスーパーバイズの実施	1か所当たり	547千円
	（４）児童指導員等の相談支援体制の整備	1自治体当たり	5,532千円
	（５）社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化	1か所当たり	1,606千円

【対象施設等】

- （１）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）
- （２）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、ファミリーホーム、妊産婦等生活援助事業所
- （３）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、ファミリーホーム
- （５）社会的養護自立支援拠点事業所

※（４）については都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村で実施

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

こどもの自殺対策に関する取組

2025年3月4日

こども家庭庁支援局総務課自殺対策室

1. こどもの自殺対策緊急 強化プランについて

こどもの自殺対策緊急強化プラン（概要）

こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議

- 近年、小中高生の自殺者数は増加しており、令和4年の小中高生の自殺者数は514人と過去最多となった。
- 関係省庁連絡会議を開催。有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、こどもの自殺対策の強化に関する施策をとりまとめた。
- このとりまとめに基づき、自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など、総合的な取組を進めていく。
- 今後、さらにそれぞれの事項についてより具体化を図った上で、こども大綱に盛り込めるよう検討を進める。

こどもの自殺の要因分析

- ・ 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、救急搬送に関するデータ、CDRによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て詳細調査の結果等も活用）
- ・ 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表 等

自殺予防に資する教育や普及啓発等

- ・ すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう周知するとともに、こどものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定
- ・ 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知 等

自殺リスクの早期発見

- ・ 1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握のための、システムの活用方法等を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究
- ・ 自殺リスク含む支援が必要なこどもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報などの適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む
- ・ 公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進 等

電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- ・ 「孤独ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施
- ・ LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化 等

自殺予防のための対応

- ・ 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す
- ・ 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実 等

遺されたこどもへの支援

- ・ 地域における遺児等の支援活動の運営の支援 等

こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

- ・ こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動
- ・ 「こども若者★いけんぱらす」によるこどもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）
- ・ 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成 等

令和7年度予算案等におけるこどもの自殺対策関連予算の状況について

- 令和5年6月に「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」（議長：こども政策担当大臣）において、取りまとめた「**こどもの自殺対策緊急強化プラン**」に基づく取組を進めるため、以下のとおり、各省庁において令和7年度予算要求等を行っている。

「こどもの自殺対策緊急強化プラン」	令和7年度予算案等
こどもの自殺の要因分析 - 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施 - 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表 自殺予防に資する教育や普及啓発等 - すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう周知するとともに、こどものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知 自殺リスクの早期発見 1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握のための、システムの活用方法等を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究 - 自殺リスク含む支援が必要な子どもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む。 - 公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進	- こどもの自殺に関する情報を集約し、多角的に分析するための調査研究の実施 令和7年度予算案：0.2億円【こども家庭庁】 - 昨年度から都道府県等に対して基本調査の実施状況等について調査を実施【文部科学省】 - 自殺予防教育の指導モデルの普及促進に向けた、学校の授業支援や教職員への研修等の実施 0.1億円【文部科学省】 - 地域自殺対策強化交付金により、地方自治体によるゲートキーパー養成研修実施を支援 令和7年度予算案：32.1億円の内数【厚生労働省】 - 学習指導要領に基づく指導の充実を促進（啓発資料の周知）【文部科学省】 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入を推進するため、無償・有償で利用できる健康観察・教育相談システムの一覧や、システム構築のためのマニュアルを作成し、通知や研修会等において積極的な周知を実施【文部科学省】 - 潜在的に支援が必要な子どもをプッシュ型・アウトリーチ型支援につなげるための情報・データ連携に係る実証事業の実施 令和6年度補正予算：4.7億円の内数【こども家庭庁】 - スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実 令和7年度予算案：86億円【文部科学省】

電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- ・「孤独・孤立相談ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施
- ・LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化

自殺予防のための対応

- ・多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す。
- ・不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実

遺された子どもへの支援

- ・地域における遺児等の支援活動の運営の支援

こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

- ・こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動
- ・指定調査研究等法人における必要な情報収集・調査分析を実施する体制強化
- ・「こども若者★いけんばらす」によるこどもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）
- ・関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成

- ・年末年始等の既存の相談窓口が閉まる期間における孤独・孤立相談事業の実施
令和6年度補正予算：4.1億円の内数【内閣府】

- ・孤独・孤立対策ウェブサイトの18歳以下を対象としたこども向け専用ページやチャットボット等により、相談先の案内など声を上げやすくするための情報発信に取り組む 0.3億円【内閣府】
※デジタル一括計上予算として要求
- ・地域自殺対策強化交付金により、地方自治体及び民間団体が行うSNSを活用した相談体制を強化 令和7年度予算案：32.1億円の内数【厚生労働省】
（参考）令和6年度補正予算：20.3億円の内数【厚生労働省】

- ・地域自殺対策強化交付金等により、こども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援を更に推進 令和7年度予算案：38.1億円の内数【厚生労働省】
（参考）令和6年度補正予算 20.3億円の内数【厚生労働省】

- ・「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」に基づき、学校内外の教育支援センターの機能強化や学びの多様化学校（※）の設置促進等を実施 ※令和5年8月に不登校特例校から名称変更
令和7年度予算案：95億円【文部科学省】

- ・地域自殺対策強化交付金により、自死遺族団体に対する活動支援を実施
令和7年度予算案：32.1億円の内数【厚生労働省】

- ・中学生や高校生をターゲットにした、自殺予防・自殺対策に関する情報発信を行うための広報啓発活動の実施
令和7年度予算案：0.4億円【こども家庭庁】

- ・調査研究等業務交付金により、自殺対策に関する調査研究等の体制を強化
令和7年度予算案：6.0億円【厚生労働省】

- ・こどもや若者の意見を聴く取組等を通じ、こどもの自殺対策に関する制度や政策に反映【こども家庭庁】

- ・地域自殺対策強化交付金により、地方自治体によるゲートキーパー養成研修実施を支援（再掲） 令和7年度予算案：32.1億円の内数【厚生労働省】

参考資料

こども家庭庁関係

令和7年度予算案 60百万円（61百万円）

事業の目的

- 近年、小中高生の自殺者数が増えており、令和5年の小中高生の自殺者数は513人と、過去最多を記録した令和4年（514人）と同程度の水準となっている。特に、中高生の自殺者数は令和2年頃に増加し、高止まりしている。
- 令和5年から「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」（議長：こども政策担当大臣）を開催し、こどもの自殺対策の強化に関する施策を「こどもの自殺対策緊急強化プラン」としてとりまとめ、関係省庁一丸となって総合的な施策を推進している。
- 本事業では、本プランに基づき、こどもの自殺対策の推進に向けた要因分析及び広報啓発活動を実施し、こどもの自殺対策の強化を図り、こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現に寄与する。

事業の概要

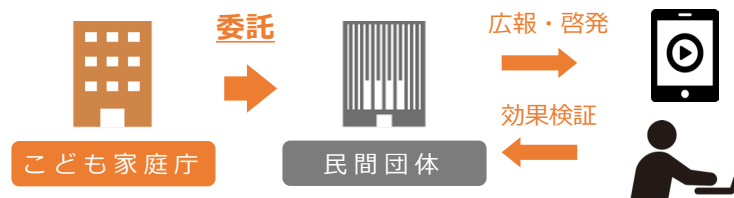
① こどもの自殺の要因分析（こども政策推進事業費補助金）

- 令和6年度に実施した多角的な要因分析（※）の結果を踏まえ、引き続き、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組む。
- （※）警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺に関する統計及びその関連資料を用いた多角的な要因分析を行うための調査研究を実施する予定



② こどもの自殺対策の推進に資する広報啓発活動（こども政策推進事業委託費）

- 中学生や高校生を対象に、自殺予防・自殺対策について、訴求力のあるデジタルコンテンツの作成・発信等を行い、関係省庁と連携した広報啓発活動に取り組む。



実施主体等

【実施主体】民間団体 【補助率】10/10

潜在的に支援が必要なこどもをプッシュ型・アウトリーチ型支援につなげるこどもデータ連携の取組の推進

事業の目的

- 地方公共団体における、こどもや家庭に関する教育・保健・福祉等のデータを分野を越えて連携させることを通じて、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、支援が必要なこどもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる取組（こどもデータ連携）を推進する。地方公共団体がこどもデータ連携の取組を進めるにあたって活用するガイドライン及び取組事例集を作成し取組を推進することにより、こどもや家庭が抱える虐待、貧困、不登校、いじめ、ヤングケアラー等の様々な困難の解消や緩和、予防を目指す。

事業の概要

● こどもデータ連携の取組の推進に係る調査研究

◆ 地方公共団体における実証事業

地方公共団体がこどもデータ連携ガイドラインを踏まえ、自治体の規模や困難の類型ごとに創意工夫して取り組み、そこで得られた知見や課題を取りまとめて幅広く公開することで、地方公共団体によるこどもデータ連携の取組を拡大させる。

◆ 取組の事例集の作成

先行する自治体の取組について、調査・ヒアリング等を行いとりまとめ、今後こどもデータ連携の取組を行う地方公共団体が参照できる事例集を作成する。

◆ 令和6年度庁内横断プロジェクトチームにおける課題整理

令和6年度に庁内の部局横断で実施したプロジェクトチームにおける議論に基づく課題に関する調査を行い、今後、地方公共団体の現場において本取組をスムーズに実施できる体制の整備について調査する。

実施主体等

国（民間事業者等へ委託）

厚生労働省関係

地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進

令和7年度当初予算案 32億円 (31億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 我が国の自殺者数は、21,837人(令和5年)となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の特性に応じた継続的な対策を後押し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

2 事業の概要・スキーム

交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

【事業内容】

＜①地域自殺対策強化事業(地方自治体向け) 交付率: 1/2,2/3,10/10＞

- 対面、電話、SNS相談の実施
 - ・自殺予防関連の相談会の開催
 - ・電話・SNSを活用した相談体制等の強化(拡充)
- 人材養成の支援
 - ・各種相談員の養成
 - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
 - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
 - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の実施 等

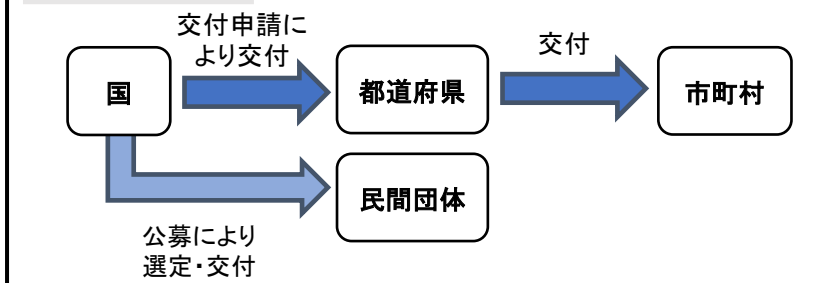
＜②自殺防止対策事業(民間団体向け) 交付率: 10/10＞

- ・電話・SNSを活用した相談体制等の強化(拡充)
- ・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
- ・ゲートキーパーになった者に対する支援 等

3 実施主体等

- 実施主体: 都道府県・市町村、民間団体
- 交付率: 1/2,2/3,10/10(都道府県・市町村)
: 10/10(民間団体)

資金の流れ



電話・SNSを活用した
相談体制等の強化



こども・若者の
自殺危機対応チーム
による支援の実施



こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進

令和7年度当初予算案 38億円の内数 (37億円の内数) ※()内は前年度当初予算額
※令和6年度補正予算額 20億円の内数

(38億円の内訳)
地域自殺対策強化交付金 32億円
調査研究等業務交付金 6.0億円

1 事業の目的

- 令和5年(2023年)の小中高生の自殺者数は、513人となり、過去最多であった前年(514人)と同水準で推移しており、自殺予防等への取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。
- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月2日とりまとめ)や「自殺総合対策大綱」(令和4年10月14日閣議決定)においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組みの構築について盛り込まれている。また、本プランにおいては、チームの全国への設置を目指すことになっている。
- こうした状況を踏まえ、こどもの自殺対策の強化の観点から、「こども・若者の自殺危機対応チーム」の設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応に向け、より一層取組を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業を実施する。

【こども・若者の自殺危機対応チーム】(事務局:地域自殺対策推進センター等)

- 支援対象者: 次のこども・若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者
 - ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等
- 構成: 精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする
- 内容: 地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。
 - ①チーム会議の開催: 支援方針・助言等の検討
 - ②支援の実施: 支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
 - ③支援の終了: 地域の関係機関への引継
- 都道府県・指定都市への取組支援:
厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、当該事業を実施する都道府県・指定都市に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



3 実施主体等

- 実施主体: 都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率: 10/10

自殺対策に関する調査研究等の推進

令和7年度当初予算案 6.0億円 (6.0億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)の趣旨にのっとり、調査研究等の推進により、自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、令和元年9月12日に施行された「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」(令和元年法律第32号)に基づき、指定調査研究等法人として「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター」を指定し、国が調査研究等業務に要する費用を交付するもの。

2 事業の概要

【自殺の実態等の調査研究・検証の実施とその成果の活用】

- 自殺対策を総合的に推進するため、社会学、経済学、応用統計学等の学際的な調査研究や、多様なデータ等を活用した自殺対策の検討等の調査研究を行う。
- 都道府県・市町村等が地域の状況に応じた実効性のある自殺対策を推進できるよう、地域毎の自殺の実態や政策ニーズの把握と分析等、総合的な政策の企画立案・関連施策の連携につながる調査研究を推進する。

【調査研究・検証を行う者に対する助成】

- 革新的自殺研究を推進するため、必要な助言、評価等を行う体制を構築して、調査研究等を行う者に対して助成を行う。(革新的自殺研究推進プログラム)

【先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供】

- 我が国の自殺対策の情報発信、海外の自殺対策の先進事例の収集等、国際連携に取り組む。

【地域の状況に応じた自殺対策の策定及び実施】

- 各都道府県・指定都市の地域自殺対策推進センター等の担当者や自殺対策関係者に対し、指導助言を行う。
- 国と地方の連携を図るため、連絡会議を開催するとともに、必要に応じて、市町村との意見交換や指導を行うためのブロック会議を開催する。

【地方公共団体等の関係職員に対する研修】

- 地方公共団体の職員、自殺対策に係る活動を行う民間団体の職員、その他の関係者に対する研修を行う。
- 自殺未遂者の再度の自殺を防止するため、医療従事者を対象にした研修を行う。

【自傷・自殺未遂レジストリの運用】

- 自傷・自殺未遂レジストリを運用し、自殺未遂者の実態把握や調査分析を行う。

3 実施主体等

- 実施主体:厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率:10/10

施策名：地域における自殺対策の強化

令和6年度補正予算 20億円

① 施策の目的

- ・小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和6年においても過去最多の水準で推移している。
- ・このため、こども・若者の自殺予防等への取組を強化する必要がある、特に自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化及び地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等を行う必要がある。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

I 地域におけるこども・若者の自殺危機への対応強化

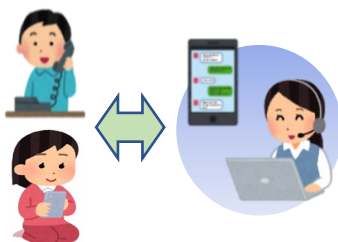
(1)「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ等への支援

- ・都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成されるチームを設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の立ち上げ等を支援



(2)地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援

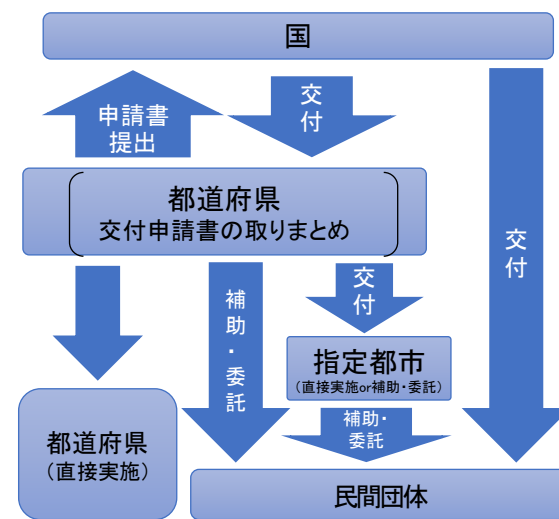
- ・都道府県・指定都市が行うSNS等を活用した相談体制の強化
- ・地域の支援機関へのつなぎ支援の実施
- ・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチや一次保護の実施、居場所の提供
- ・相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、相談支援の環境整備等への支援



II 社会的に孤立し不安を抱えている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

- 実施主体：都道府県・指定都市、民間団体
- 交付率：10/10、2/3（都道府県・指定都市）
：10/10（民間団体）



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

- ・地域の支援者支援を通じて、関係機関等の実務的な連携を強化するとともに、こども・若者の自殺企図を防止する。
- ・電話やSNS等を活用した相談体制の更なる強化等を図り、地域における具体的な支援につなげることで、自殺者数の減少に資する。

文部科学省関係

誰一人取り残されない学びの保障に向けた 不登校・いじめ対策等の推進

令和7年度予算額（案）

94億円

（前年度予算額

88億円）

令和6年度補正予算額

4億円



文部科学省

背景・課題

- 近年、不登校児童生徒数、いじめの重大事態の発生件数が大きく増加するとともに、学校内外の専門機関等で相談・支援を受けていない小・中学生が約13万4千人に上るなど、様々な困難を抱える児童生徒等に対する支援が喫緊の課題。



目標

- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）や「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月閣議決定）等に基づき、こども家庭庁等の関係機関とも連携を図りながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進する。

文部科学省 <令和7年度予算額（案）の概要> ※主に教育委員会を通じた対応

専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等 9,295百万円（8,680百万円）【補助事業】

①不登校児童生徒の学びの場の確保の推進



- ・学びの多様化学校の設置準備・設置後の運営支援
- ・校内教育支援センター（SSR）支援員の配置（2,000校）【新規】
→SSRを拠点として、不登校傾向等にある児童生徒の学習支援や相談支援を行う
- ・教育支援センターのアウトリーチ支援体制強化（130箇所）、関係機関との協議会の設置

②スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

- ・SCの配置（全公立小中学校 27,500校、週4時間）
- SSWの配置（全中学校区 10,000校、週3時間）

・重点配置校（いじめ・不登校対策）の充実

- SC：10,000→11,300校 <+週4時間>
- SSW：10,000→11,000校 <+週3時間>



③SNS等を活用した教育相談体制の整備推進

【令和6年度補正予算額 149百万円】

- ・不登校の未然防止・早期対応に向けた保護者等への相談支援体制構築事業
→保護者に対する相談支援の実施や、不登校支援等に係る情報提供など、相談支援体制の構築を支援（200自治体）

いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究 34百万円（47百万円）【委託事業】

①いじめ・不登校等の未然防止等に向けた魅力ある学校づくりに 関する調査研究



- ・自殺予防教育推進事業
→令和6年度に作成したモデル事例や啓発資料等の普及促進
- ・心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの実証
- ・経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援の在り方に関する調査研究

②スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの常勤化に 向けた調査研究

【令和6年度補正予算額 301百万円】

- ・いじめ対策マイスター制度のモデル構築推進事業
→新たに警察OB・OG等の多職種の専門家をいじめ対策マイスターとして教育委員会に配置（5都道府県、15市区町村）
- ・いじめ未然防止教育のモデル構築推進事業
→いじめ未然防止教育の指導教材等及び動画教材の作成、一般向けの啓発動画の作成
- ・不登校・いじめ対策の効果的な活用の促進に向けた調査研究

こども家庭庁 ※主に首長部局を通じた対応

- ・学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証
- ・いじめ調査アドバイザーによる、いじめ重大事態調査を行う自治体等への助言
- ・学校につながりが持てない子どもを含め、地域での不登校の子どもへの切れ目ない支援
- ・こどもの多様な居場所づくり

など

文部科学省・こども家庭庁が連携して対応 ※非予算の取組

- ・いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議
- ・いじめ重大事態の情報共有
- ・誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部



（担当：初等中等教育局児童生徒課）

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー による教育相談体制の充実

令和7年度予算額（案） 86億円
（前年度予算額 84億円）



- ◆ 不登校児童生徒数が、小・中学校で約35万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約13万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も1,306件と過去最多となる中、誰一人取り残されない学びの充実を一層推進する必要がある。
- ◆ 近年、児童虐待相談対応件数が増加傾向であること、「子ども性暴力防止法」の趣旨等を踏まえ、性的虐待を含む学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実、同じく増加傾向であるヤングケアラー支援や貧困対策についても喫緊の課題。
- ◆ 児童生徒の抱える課題の早期発見・支援のため、関係機関と連携して、学校が情報を共有し、教育相談にチームとして取り組むための体制整備を支援。



スクールカウンセラー等活用事業

令和7年度予算額（案） 6,212百万円(前年度予算額 6,085百万円)
事業開始年度：H7～（委託）、H13～（補助）

補助制度	- 負担割合：国1/3、都道府県・政令指定都市2/3 - 実施主体：都道府県・政令指定都市 - 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等
求められる能力・資格	- 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒ 児童の心理に関する支援に従事（学教法施行規則） - 公認心理師、臨床心理士等
基盤となる配置	<u>全公立小中学校</u>に対する配置：27,500校 <週4時間>
重点配置	● 重点配置校 11,300校（← 10,000校）<+週4時間> > いじめ・不登校対策： 7,000校（← 5,700校） > 虐待対策： 2,000校 > 貧困対策： 2,300校
上記以外の質の向上、拠点の機能強化等	- スーパーバイザー： 67人 <週4時間> - 教育支援センター： 250箇所 <週4時間> - オンラインによる広域的な支援： 67箇所 <週40時間> - 自殺予防教育の実施を含む
SC配置以外の支援	- SNS等を活用した相談のための相談員の配置 「24時間子供SOS電話ダイヤル」の相談員の配置 - 専門性向上のための研修・連絡協議会の開催に係る経費の支援



スクールソーシャルワーカー活用事業

令和7年度予算額（案） 2,428百万円(前年度予算額 2,355百万円)
事業開始年度：H20～（委託）、H21～（補助）

- 負担割合：国1/3、都道府県・政令指定都市・中核市2/3 - 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市 - 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等
- 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒ 児童の福祉に関する支援に従事（学教法施行規則） - 社会福祉士、精神保健福祉士等
<u>全中学校区</u>に対する配置：10,000校区 <週3時間>
● 重点配置校 11,000校（← 10,000校）<+週3時間> > いじめ・不登校対策： 5,000校（← 4,000校） > 虐待対策： 2,500校 > 貧困対策： 2,500校 > ヤングケアラー支援： 1,000校
- スーパーバイザー： 67人 <週3時間> - 教育支援センター： 250箇所 <週3時間> - オンラインによる広域的な支援： 67箇所 <週40時間>

＜重点配置について＞ 学びの多様化学校や夜間中学への配置を含む。
重点配置のメニューは重複活用可

＜配置の工夫について＞

自治体の配置の工夫により、週8（担当：初等中等教育局児童生徒課）
め・不登校等困難な課題を抱える学校や学びの多様化学校を想定）

- ・不登校児童生徒は、小・中・高で約42万人にのぼり、過去最多の状況。
- ・小・中学校における不登校児童生徒のうち、約4割が、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない。
- ・令和5年3月、文部科学大臣の下、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を発表。

（★）については令和6年度補正予算において措置

不登校の児童生徒全ての 学びの場を確保し、 学びたいと思った時に学べる 環境を整えます。

学びの多様化学校（※）の設置促進 ※令和5年8月に名称変更

- ・学びの多様化学校の設置準備（補助上限約500万円）及び令和6年度以降に指定される学びの多様化学校の設置後の運営支援（補助上限額約400万円） 1.4億円（1.3億円）
- ・不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教職員配置（義務教育費国庫負担金）（学びの多様化学校に対する教職員の優先的な加配措置）
- ・公立小中学校施設整備 681億円の内数（683億円の内数）

校内教育支援センターの設置促進

- ・校内教育支援センター支援員の配置【新規】 4億円

教育支援センターの機能強化

- ・教育支援センターのアウトリーチ支援体制の強化 0.7億円（0.3億円）
- ・メタバースを活用した不登校支援 1.3億円の内数（1.3億円の内数）

多様な学びの場、居場所を確保等

- ・不登校児童生徒支援協議会の設置 0.1億円（0.1億円）
- ・夜間中学の設置準備・運営支援及び教育活動の充実 1億円（0.9億円）
- ・高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究 0.8億円の内数（0.7億円の内数）
- ・各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業 1億円の内数（1.2億円の内数）
- ・不登校・いじめ対策の効果的な活用への促進に向けた調査研究（★） 1億円
- ・経済的に就学困難な児童生徒への経済的支援の在り方に関する調査研究 0.1億円（0.1億円）
- ・幼児教育の学び強化事業 0.7億円の内数



心の小さなSOSを見逃さず、 「チーム学校」で支援します。

「チーム学校」による早期支援を推進

- ・SC・SSWの配置及び重点配置校数の拡充 86億円（84億円）
- ・心理・福祉に係る教師向け研修に関する調査研究 0.1億円（0.1億円）
- ・心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭の養成・育成プログラム開発事業【新規】 0.3億円
- ・発達障害のある児童生徒等に対する支援事業 0.9億円の内数

一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援

- ・保護者支援体制の強化（★） 1億円
- ・SC・SSWの配置（再掲）



3

学校の風土の「見える化」を通して、 学校を「みんなが安心して学べる」 場所にします。

学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現）

- ・校内教育支援センター支援員の配置（再掲）

快適で温かみのある学校としての環境整備

- ・公立小中学校施設整備（再掲）



内閣府孤独・孤立対策推進 室関係

孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける環境整備（内閣府孤独・孤立対策推進室）

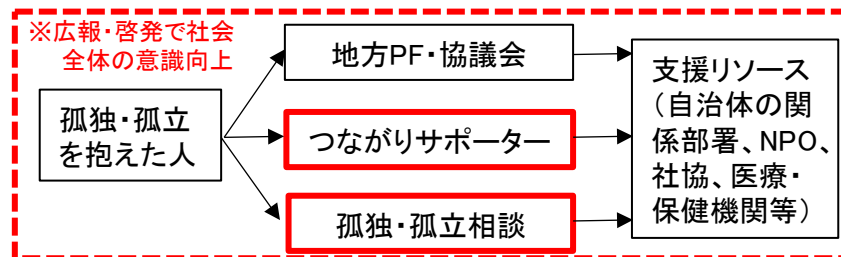
6年度補正予算額 4.1億円

事業概要・目的

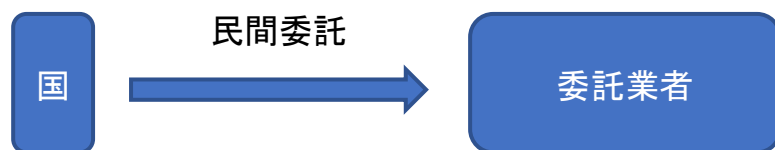
- 孤独・孤立の問題が年々深刻化している中、複雑・多様化する困難を抱える方を支援につなぐ対応が求められています。孤独・孤立を抱えた人がだれ一人支援から取りこぼされない社会を目指し、環境整備に取り組めます。
- そのために、①身の周りの孤独・孤立を抱えている人に関心を持ち、できる範囲でサポートする「つながりサポーター」の養成、②全国統一相談窓口から地域の支援につながる仕組みの構築に取り組めます。
- また、③毎年5月の孤独・孤立対策強化月間での集中的な広報に加え、月間以外でも孤独・孤立対策キャンペーン等効果的な広報に取り組むことで、社会全体の孤独・孤立対策にかかる国民の意識を高め、予防効果を高めます。

事業イメージ・具体例

- つながりサポーター養成講座を、地方PF交付金対象自治体のほかにも広く実施するとともに、子ども向け・上級者向け講座開発に取り組むことでより広い層への普及を図ります。
- 孤独・孤立相談は、統一番号による電話相談実施に加え、オンライン居場所を兼ねたメタバース相談試行、IT・AIの活用による相談業務効率化に取り組めます。
- 月間中にNP0等と連携して実施するイベント開催準備やHP等による広報を実施するとともに、広報・相談の両方に使えるメタバース空間の構築に取り組めます。



資金の流れ



期待される効果

- 孤独・孤立対策推進法（令和6年4月1日施行）を受け、国民の理解増進（第9条）、相談支援（第10条）、人材の確保（第12条）を国として進め、もって孤独・孤立の予防や孤独・孤立状態にある者が支援につながり続ける社会の実現に資するものです。

統一的な相談窓口体制の推進

- 官民連携プラットフォームの加入団体の共同実施により、統一的な相談窓口・支援の試行。
- 相談窓口体制や相談と支援をつなぐ体制の整備、関係団体相互の連携強化により、孤独・孤立で悩む方々をきめ細やかに支援。

実施体制

- 官民連携プラットフォーム分科会3の担当幹事団体が中心となって本事業の実施に向けて検討、企画。
※分科会3テーマ「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」
- 相談対応、地域での支援について官民連携プラットフォーム加入団体の協力を得る。
- 各自治体、警察、福祉事務所、自立支援機関等へ協力依頼。

協力団体

- 【窓口での相談対応】
相談業務の実績のあるNPO法人・民間団体など
- 【地域での支援対応等】
深刻な状況において面談・同行支援に対応いただける地域の支援団体や、専門分野の支援団体など

実施方法

- 統一番号（#9999、フリーダイヤル）、統一名称を設定
- 音声ガイダンスにより、利用者が分野を選択し、分野ごとの相談窓口につなげる
分野の例：孤独・孤立の悩み、女性の悩み、性別の違和、外国語相談、18歳以下 他
- 相談内容が深刻と判明した場合、地域の支援団体につなげる。
※民間事業者に委託し、各協力団体の相談員等の謝金等の支払い、シフト表の調整、相談記録の整理 等を行う。
※相談記録票、相談対応の基本方針やつなぎ先のマニュアルを作成、共有。⇒ 分析・検証に生かす
- 各期ごとに手法の改善を行いつつ、相談から支援につなぐモデルの構築に重点を置いた試行を行う。

実施時期

令和4年	7月 7日	第1期開始（1週間）
	8月30日	第2期開始（1週間）
	12月 1日	第3期開始（1日）
令和5年	12月28日	第4期開始（1週間）
	3月16日	PF分科会3で今後の方策の検討・中間整理
	12月15日	第5期開始（約3週間）
令和6年	5月 2日	第6期開始（5日）
	12月25日	第7期開始（10日間）

分析・検証、成果

- 応答率、利用者数の時間帯別等の変化、年代等の属性、相談分野や対応の種類（傾聴、情報提供・助言、面談、同行支援、関係機関との連携など）ごとの状況等を分析、検証。
- 相談窓口の効果的な連携体制や相談から支援へのスムーズな連携・引継ぎの在り方を整理。人材育成の強化に必要な方策も整理。

⇒統一的・総合的な相談支援体制の本格実施に向け、取組を継続

あなたはひとりじゃない（孤独・孤立対策ウェブサイト）

一般向けページ (サイトトップページ)

令和3年
11月2日公開

自動応答によるチャットボットにより、約150の国の支援制度や相談窓口の中から、利用者の悩みに応じたものを紹介する機能や、悩みを抱えている方向けのFAQや専門家からのヒント等を掲載。

悩みに対応する国の支援制度・相談窓口を紹介

あなたに当てはまるものを選んでください。 家族、住まい、仕事 生活費、医療費、教育費 仕事、健康 相談、相談 子育て 一緒に暮らしている人との関係 介護（家事や買い物、運転、トイレ、入浴などの支援） 犯罪被害、被害者支援 相談、被害者「社会とのつながりの回復」 次世代教育、医療 新型コロナウイルス感染症 自身の生活や悩みを支援する機関がない	ボット(国) ありがとうございます。あなたを支援する機関を紹介します。 ボット(国) 【国・自治体サポート事業】 生活困窮や子育て困難などによる生活・療育の心身の不調に関する相談で援助を受けることができます。また、生活困窮者に対する相談支援サービスを受けることができます。 【国・自治体サポート事業】 生活困窮者に対する相談支援サービスを受けることができます。 【国・自治体サポート事業】 生活困窮者に対する相談支援サービスを受けることができます。 ボット(国) 【国・自治体サポート事業】 生活困窮や子育て困難などによる生活・療育の心身の不調に関する相談で援助を受けることができます。また、生活困窮者に対する相談支援サービスを受けることができます。 ボット(国) 【国・自治体サポート事業】 生活困窮や子育て困難などによる生活・療育の心身の不調に関する相談で援助を受けることができます。また、生活困窮者に対する相談支援サービスを受けることができます。 ボット(国) 【国・自治体サポート事業】 生活困窮や子育て困難などによる生活・療育の心身の不調に関する相談で援助を受けることができます。また、生活困窮者に対する相談支援サービスを受けることができます。
---	--

FAQ

皆さんからのよくあるご質問

Q1.なぜ孤独・孤立対策が必要？

社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症によって、孤独・孤立の問題がより顕著化しています。

これは、まさに現代の社会問題として、真正面から向き合うことが必要であるという考えのもと、本年2月に孤独・孤立問題に取り組む、世界で初めての国連加盟国として開設されました。



専門家からのヒント

まずは相談してみましょう

全国のさまざまな相談窓口にいる社会福祉士の目線から、相談窓口を活用することのメリットと活用するためのポイントを教えていただきます。

ヒントを読んで、ぜひ相談窓口を上手に活用してください。



【サイトバナー・QRコード】

あなたのための支援があります

制度・窓口を探す

あなたはひとりじゃない
内閣府 孤独・孤立対策推進室



【URL】 <https://notalone-cao.go.jp/>

18歳以下向けページ (サイト内ページ)

令和3年
8月17日公開

自動応答によるチャットボットにより、利用者の悩みに応じた相談窓口を紹介する機能や、悩みを抱えている方向けのQ&A等を掲載。

悩みに対応する相談窓口を紹介

ボット(国) あなたに当てはまるものをえらんでください。 小学校1・2年生 小学校3・4年生 小学校5・6年生 中学生 15~18歳	ボット(国) ありがとうございます。 お話ができる相談窓口を紹介します。 ボット(国) 【いのちSOS】 電話番号：0120-061-338 受付時間：月 24時間、火～日 10:00～24:00 ボット(国) 【子どもの人権110番】 電話番号：0120-007-110 受付時間：平日8:30～17:15
--	--

悩みを抱えている方の質問や回答

孤独・孤立対策推進室が答えます
みなさんからの質問

Q1.悩みごとって1人で解決するものですか？

A1.いいえ、悩みごとは1人で解決するものではありません。1人で悩みをかかえていると、だんだん気持ちが悪くなる場合があります。

まずは周りの人や相談窓口でお話してみるのはどうでしょうか。誰かにたよることは、決してはずかしいことでもありません。

【サイトバナー・QRコード】

18歳以下のみなさんへ

悩みを相談できる窓口をご紹介します

探してみる

あなたはひとりじゃない
内閣府 孤独・孤立対策推進室



【URL】 <https://notalone-cao.go.jp/under18/>

2. こどもの悩みを受け止める場 に関するプロジェクトチームについて

令和6年度補正予算 1億円

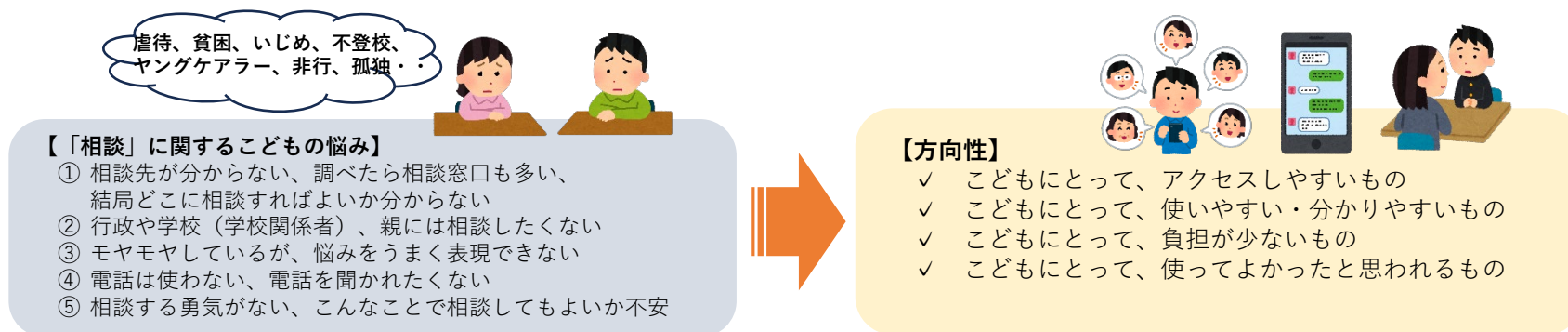
事業の目的

- 様々な悩みをもつ全てのこどもの学校外の相談を受けとめる場について、こどもが利用できる官民の相談窓口等の実態を把握・整理し、こども、保護者等に対し広報活動を行うことにより、悩みの深刻化、重大化を防ぎ、こども誰一人取り残すことのない、こどもまんなか社会の実現を図る。

事業の概要

1. こどもの悩みを受け止め利用しやすいサービスの検討及び官民の相談窓口等の実態整理

様々な悩みをもつこどもからの相談について、相談窓口が非常に多く、相談先が分かりにくいこと、相談の実態が十分に整理・共有されていないことが課題とされている。このため、こどもの悩みを受け止め、こどもが利用できる官民の相談窓口等の実態を早急に把握・整理する。



2. こどもの悩みを受け止める諸活動の普及・広報事業

国や自治体並びに民間団体等による、こどもの悩みを受け止める諸活動について、こども・保護者等への普及・広報活動を行う。

実施主体等

【委託先】民間団体等

こどもの声（「こども若者★いけんぷらす」等で出された意見）



寄り添ってほしくて相談するのだが、**返ってくる言葉は解決しようとする言葉で、寄り添ってくれない**

「悩んでいることがあったら相談できる」というのがこどもにもっとわかりやすく伝わるとよい

学校で相談窓口のことを紙で配られたただだと、**何をどう話していいかわからない**

学校のアンケート結果が親に伝わるのが怖くて、回答を変更するしかなかった
親のこととか気にせずに、安心して相談できることが大事

SNSによる相談は電話相談よりハードルは下がるが、電話の方が相談しやすい人もいる
色々な相談窓口があることが大事



こども目線の課題例

- 利用できる相談窓口について、こどもに十分周知できていない？
- どう相談すればよいか分からないなど、相談窓口の利用にハードルを感じている？
- こどもがどう感じているか、相談を受け止める側が十分に把握していない可能性？
- 相談窓口は、SNSに加え、電話、対面も含めた多様な窓口があることが望ましい？

等

こども家庭庁「こどもの悩みを受け止める場に関するプロジェクトチーム」発足（令和6年11月26日）

1. 設立の趣旨

「こどもまんなか社会」の実現を目指し、**大人目線ではなくこども目線で、悩みを抱えるこどもたちが躊躇なく悩みを打ち明けられる環境を作っていくため**、こども家庭庁に「**こどもの悩みを受け止める場に関するプロジェクトチーム**」を設置し、次の取組を進める

- ① **こどもや支援団体等との積極的な意見交換**
- ② こどもに関する**官民の相談窓口の実態や相談を受け止める側が留意すべき点の把握**
- ③ こどもの悩みを受け止めるために**有益な諸活動について、積極的・効果的な広報** 等
（※ こどもの悩みを受け止める場の実態把握・広報事業（令和6年度補正予算案 1億円（新規）））

2. 構成員

入庁1年目の若手職員や、民間企業・自治体からの出向者などの現場経験者等をはじめ、多様なバックグラウンドを持つこども家庭庁職員が参加（計31名）



▲ プロジェクトチーム発足式で
若手職員らと意見交換する三原こども政策担当大臣

こどもがインターネットを 安心・安全に利用するための取組

**2025年3月4日
こども家庭庁成育局安全対策課**

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（概要）

※平成20年法律第79号。平成20年6月18日公布（議員立法）/平成21年4月1日施行/平成30年2月1日改正法施行
※所管省庁：こども家庭庁・総務省・経済産業省

目的（第1条）

インターネットにおいて青少年有害情報（青少年の健全な育成を著しく阻害する情報）が多く流通している状況にかんがみ、①青少年がインターネットを適切に活用する能力の習得、②青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会の最小化の措置を講じ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資すること

基本理念（第3条）

- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することを旨とする
- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、①青少年有害情報の閲覧機会を最小化する、②民間主導で行うことを旨とする

基本計画の策定（第8条）

こども政策推進会議は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画を定め、その実施を推進する

携帯電話事業者等の義務（第13条～第16条）

青少年確認義務（第13条）

契約締結者又は携帯電話端末等の使用者が青少年（18歳未満の者）かどうかを確認

フィルタリング説明義務（第14条）

青少年（契約締結者が保護者の場合は当該保護者）に対し
①インターネットの利用により青少年有害情報を閲覧するおそれがあること
②フィルタリングの必要性と内容を説明

フィルタリングサービス提供義務（第15条）

契約締結者又は携帯電話端末等の使用者が青少年の場合、保護者が利用しない旨を申し出た場合を除き、フィルタリングサービスの利用を条件に通信サービスを提供

フィルタリング有効化措置義務（第16条）

通信回線の契約とセットで販売される携帯電話端末等について、保護者が希望しない場合を除き、販売時にフィルタリングを有効化

OS開発事業者の努力義務（第19条）

携帯電話事業者等によるフィルタリング有効化措置や、端末製造業者によるフィルタリング利用容易化措置等が円滑に講ぜられるようにOSの開発を行うよう努める

特定サーバー管理者※の努力義務（第21条）

特定サーバーの管理者は、①青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき、②自ら青少年有害情報の発信を行おうとするとき には、青少年有害情報について、青少年の閲覧を防止する措置をとるよう努める

※インターネットを利用した公衆による情報の閲覧の用に供されるサーバー。SNSや掲示板を含む。

インターネットの適切な利用に関する教育・啓発活動の推進（第9条～第12条）

○国及び地方公共団体は、

- ・青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、学校教育、社会教育及び家庭教育において必要な施策を講ずる（第9条）
- ・家庭における青少年有害情報フィルタリングの利用普及に必要な施策を講ずる（第10条）
- ・フィルタリングによる有害情報の閲覧制限等、インターネットの適切な利用に関する事項について、広報啓発を行う（第11条）

○関係者は、インターネットを適切に活用する能力の習得のための学習の機会の提供やフィルタリングの利用普及活動その他啓発活動を行うよう努める（第12条）

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第6次）」の概要

- 青少年インターネット環境整備法（平成20年法律第79号）第8条に基づき、こども政策推進会議が計画を定め、その実施を推進。
- 施策の進捗状況、社会情勢等を踏まえ、策定後3年を目途に見直し。

1 青少年が自立して主体的にインターネットを活用できる能力の向上の促進

- 「インターネットは危険だから、こどもには使わせない」から、ICTリテラシーと情報モラルをより向上させ、「賢く正しく使う」（利活用）という方向へ
 - ・ 情報「発信」を契機とするトラブル等に対する取組等の推進 ～トラブル事例及びその対応策をまとめた事例集の作成や啓発講座の実施等
 - ・ インターネット・リテラシーの向上の推進 ～生成AIや偽・誤情報への対応を含めた学習コンテンツの開発等

2 フィルタリングを始めとする技術的手段による青少年保護の推進

- フィルタリング利用率の向上に向けた青少年インターネット環境整備法上の義務の徹底
 - ・ 携帯電話事業者・契約代理店による青少年確認義務、フィルタリングサービス説明義務、フィルタリング有効化措置義務等の実施徹底
- 青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組の推進
 - ・ 特定サーバー管理者（SNS事業者等）に対する閲覧防止措置の啓発の推進
- 低年齢層のこどもの保護者への働きかけ強化
 - ・ 親子でのスマホ共用を想定した携帯電話事業者等による情報提供 ～フィルタリングを手軽にON/OFFできるアプリやサービスの利用等の周知啓発
- 容易な設定が可能なフィルタリングの「カスタマイズ機能」や、「ペアレンタルコントロール機能」の普及推進
 - ・ カスタマイズ機能 ～WEBコンテンツや起動可能アプリの学齢に応じた制限、サイト・アプリの個別の制限等
 - ・ ペアレンタルコントロール機能 ～青少年の発達段階に応じて保護者の選択によりインターネット利用をコントロールできる技術的手段。フィルタリングのほか、時間管理機能や課金制限機能等

これらに関する保護者への周知啓発

3 「親子のルールづくり」や教育・啓発など教育的手段による青少年保護の推進

- 家庭における「親子のルールづくり」等により、青少年の発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理（非技術的手段によるペアレンタルコントロール）
 - ・ インターネット利用の低年齢化や利用時間の長時間化が進んでいる現状を踏まえ、保護者等に対する周知啓発を促進
- 学校、家庭、社会において、青少年及び保護者に対して、インターネットを安全に利用するための教育・啓発を推進

4 その他相談・支援体制の継続的な整備推進等（ネットいじめ、SNS等ネット上のトラブル、性被害防止、人権侵害、プライバシー侵害等への対応）

- トラブルの予防法や相談窓口等について関係団体・事業者と連携した普及促進
 - ・ インターネット上で名誉棄損やプライバシー侵害等の被害を受けた青少年からの相談への対応推進
 - ・ インターネット・ホットラインセンター等の活用等による削除依頼の対応推進
- SNS上のこどもの性被害の恐れのある書き込み等についての注意喚起・警告活動の推進

⇒ 施策の推進状況や、主要各国における最近の対策の動向等を踏まえつつ、法令改正の要否も含め、関係省庁等が連携して具体的な方策の検討を進めるとともに、3年後を目途に第6次基本計画を見直す